

### 取引相場のない株式等の評価（大会社の株式保有割合による株式保有特定会社の判定基準）

東京高等裁判所平成 25 年 2 月 28 日判決があったことを受け、現下の上場会社の株式等の保有状況等に基づき、評価通達 189(2)における大会社の株式保有割合による株式保有特定会社の判定基準を「25%以上」から「50%以上」に改正した。

(評価通達 189、明細書通達=改正)

#### 1 従来の取扱い

取引相場のない株式の発行会社の中には、類似業種比準方式における標本会社である上場会社に比べて、資産構成が著しく株式等に偏った会社が見受けられる。このような会社の株式については、一般の評価会社に適用される類似業種比準方式により適正な株価の算定を行うことが期し難いものと考えられることから、評価通達 189((特定の評価会社の株式))(2)では、株式保有割合（評価会社の有する各資産の価額の合計額のうちを占める株式等の価額の合計額の割合）が 25%以上である大会社を株式保有特定会社とし、その株式の価額を類似業種比準方式ではなく、原則として純資産価額方式で評価することとしていた（評価通達 189-3((株式保有特定会社の株式の評価))）。

#### 2 通達改正の概要等

##### (1) 東京高等裁判所判決の概要

東京高等裁判所平成 25 年 2 月 28 日判決（以下「高裁判決」という。）において、この株式保有特定会社の株式の価額を原則として純資産価額方式により評価すること自体は合理的であると認められるものの、平成 9 年の独占禁止法の改正に伴って会社の株式保有に関する状況が、株式保有特定会社に係る評価通達の定めが置かれた平成 2 年の評価通達改正時から大きく変化していることなどから、株式保有割合 25%という数値は、もはや資産構成が著しく株式等に偏っているとまでは評価できなくなっていたといわざるを得ないと判断された。

(注) 高裁判決においては、株式保有割合に加えて、その企業としての規模や事業の実態等を総合考慮して判断するとしているが、これは、改正前の評価通達 189(2)における大会社の株式保有割合による株式保有特定会社の判定基準（以下「大会社の判定基準」という。）(25%以上) が合理性を有していたものとはいえないことを前提としているためであり、「大会社の判定基準」が合理性を有するものであれば、企業としての規模や事業の実態等を総合考慮することまでを求めるものではないと解される。

##### (2) 通達改正の概要

当該高裁判決を受け、現下の上場会社の株式等の保有状況等、すなわち、有価証券報告書から集計した上場会社の株式保有割合を確認した結果、大多数の上場会社の株式保有割合が 50%未満であることなどから、大会社の判定基準を「25%以上」から「50%以上」に改正することとした。

##### (3) 明細書通達の改正

本改正に伴い、明細書通達の「第 2 表 特定の評価会社の判定の明細書」における「2. 株式保有特定会社」の「判定要素」、「判定基準」及び「判定」欄について改正した。

#### (4) 適用時期等

本改正に係る改正後の評価通達（大会社の判定基準）は、平成 25 年 5 月 27 日以後に相続、遺贈又は贈与（以下「相続等」という。）により取得した財産を評価する場合に適用するほか、本改正が判決に伴うものであり、過去の相続税等についても、通則法第 23 条第 2 項第 3 号の規定に基づき更正の請求をすることができる<sup>（注）</sup>ことを踏まえ、平成 25 年 5 月 27 日以後に相続税等の申告をする者が、平成 25 年 5 月 27 日前に相続等により取得した財産を評価する場合にも適用することができる。

（注）本改正は判決に伴うものであるため、通則法施行令第 6 条第 1 項第 5 号に規定する更正の請求の事由に該当し、過去に遡って改正後の評価通達を適用することにより、過去の相続税等の申告の内容に異動が生じ相続税等が納めすぎになる場合には、通則法第 23 条第 2 項第 3 号の規定に基づき、本改正を知った日の翌日から 2 月以内に所轄の税務署に更正の請求をすることができる。

なお、法定申告期限等から既に 5 年（贈与税の場合は 6 年）を経過している相続税等については、法令上、減額できない（本改正に係る改正後の評価通達を適用できない）ことに留意する。